平成２６年（フ）第７７３号
広島県安芸郡府中町浜田２丁目20番２号　丸多賀荘Ｂ―201
債務者　栗栖ひろ子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８号
広島県尾道市御調町中原424番地２
債務者　藤井　文香
1　決定年月日時　平成26年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第６１号
広島県尾道市正徳町17番15号、住民票上の住所広島県尾道市吉和西元町３番12号
債務者　山本　千里
1　決定年月日時　平成26年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第２１０号
愛媛県松山市久万ノ台909番地１　セントヒルズ久万ノ台401号
債務者　奥藤　芳生
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６９号
愛媛県松山市吉藤２丁目15番32号　エルディム藤野105号
債務者　佐伯　浩徳
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７５号
愛媛県松山市室町35番地　大森フラット室町202号
債務者　奥村　直樹
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８５号
愛媛県松山市南梅本町763番地
債務者　武智　　御
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９０号
愛媛県松山市小坂１丁目１番12号　グランシェル12―502号
債務者　清水　　学
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６５号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延1607番地24
債務者　溝部　英俊
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第６７号
福岡県宮若市倉久3260番地１
債務者　春田　志穂
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１８２号
福岡県久留米市青峰３丁目８番1436号
債務者　井口みどり（旧姓河原田）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２００号
福岡県久留米市荒木町荒木1592番地２　富松アパート201号
債務者　高木　美紀
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５４８号
北九州市小倉北区三萩野２丁目５番23―402号
債務者　戸田美輝枝
1　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２２９号
佐賀市巨勢町大字牛島781番地１　牛島団地７棟15号
債務者　早川健一郎
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４２号
佐賀市大財４丁目５番23号
債務者　竹乃家こと　竹下　恵章
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1794番地３
債務者　マスタークリーニングこと　原槙　理雄
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係